

和歌山大学経済学部長選挙規程に関する申合せ事項

制 定 昭和28年 2月11日

最終改正 平成28年12月22日

1 第2条について

1 投票はすべて単記無記名式とする。

2 第2項については

(イ) 第1位の得票者1名。第2位の得票者2名以上のとき

(ロ) 第1位の得票者3名以上のとき

が起りうるが、これらの場合には、これら3名以上の者について決選投票を行う。その結果、過半数を得た者が直ちに現われたときは、この者を当選者とするが、然らざる場合には、第1位および第2位の得票者について決選投票を行う。

第1位の得票者2名あるときは、この2名について決選投票を行う。

第1位の得票者1名、第2位の得票者2名あるときは、第2位の得票者の中より第2条第3項を準用して1名を選び、この者と第1位の得票者とについて決選投票を行う。

2 第5条については、再選を認めることとする。ただし、通算4年を超えることができない。

3 第7条第2項について

投票は、投票権者が一堂に会して行い、且つ決選投票の必要あるときは、即日に行う。

附 則（平成17年3月5日一部改正）

この改正申合せは、平成17年3月5日から施行する。

附 則（平成28年12月22日一部改正）

この改正申合せは、平成28年12月22日から施行する。